

令和 7 年

第 1 回 定例市議会

議 案 書

( 3 月 10 日 追加提出 )

阿 久 根 市

閲覧用



付 議 事 件

議案 番号	件 名	ページ
23	副市長の選任について	1
24	副市長の選任について	3
25	阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例の制定について	6
26	令和6年度阿久根市一般会計補正予算（第10号）	別 冊



議案第23号

副市長の選任について

下記の者を、副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和7年3月10日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※※※
氏 名	松 崎 裕 介
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

副市長 松 崎 裕 介 氏が令和7年3月31日をもって任期満了となることから、更に同氏を選任したいので、議会の同意を求めるものである。

議案第23号参考

松 崎 裕 介 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和3年4月 副市長 現在に至る。

議案第24号

副市長の選任について

下記の者を、副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和7年3月10日提出

阿久根市長 西平良将

記

住 所	神奈川県横浜市※※※※※※※※※※
氏 名	上 野 淳
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

副市長 福島 浩 氏が令和7年3月31日をもって辞任することから、その後任として 上野 淳 氏を選任したいので、議会の同意を求めるものである。

上野 淳 氏 の 履 歴

現 住 所 神奈川県横浜市※※※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第25号

阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の  
制定について

阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙  
のとおり定める。

令和7年3月10日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政  
令第335号）が改正されたことから、条例の一部を改正しようとする  
ものである。

(別紙)

## 阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

阿久根市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年阿久根市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500」を「12,900」に、「13,350」を「13,700」に、「14,200」を「14,500」に、「10,800」を「11,300」に、「11,650」を「12,100」に、「9,100」を「9,700」に、「9,950」を「10,500」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の阿久根市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた阿久根市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。